

健康保険証に変更があったとき

健康保険証の記載内容に変更があった場合、右記制度の変更届が必要です。手続きに必要な物をご持参のうえ、健康増進課医療年金担当（市役所1階④番窓口）まで申請してください。

※平成28年1月からマイナンバー制度が始まり、番号確認書類（通知カードなど）・身分証明書（免許証など）が必要です。詳しくはお問い合わせください。



【お問い合わせ・申請先】
市健康増進課医療年金担当
（市役所1階④番窓口）
☎32・4120 / FAX35・0173
Mail:kenkouzoushin@city.komatsu
shima.tokushima.jp

子どもはぐくみ医療費助成制度

変更届が必要なとき	手続きに必要な物
子どもの健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	子どもの健康保険証・受給者証・印鑑
扶養者が変わったとき	

※被保険者または扶養者が変更された場合、所得課税証明書も必要となることがあります。

重度心身障害者等医療費助成制度

変更届が必要なとき	手続きに必要な物
加入している健康保険証の記号番号が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑
新しく手帳が交付されたとき（障がいの程度や等級の変更がない場合を含む）	

3月は自殺対策強化月間です

自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通じて「孤立・孤独」を防ぎ支援することが重要です。地域一人ひとりの「気づき」が自殺予防につながります。

ひとりで悩まず、誰かに話してみませんか。

相談窓口	電話番号	開設時間
徳島保健所	088・602・8905	8:30~17:00 月~金 ★
精神保健福祉センター （とくしま自殺予防センター）	088・602・8911	9:00~16:00 月~金 ★
いのちの希望	本部（徳島）	088・623・0444 24時間 ☆
	県南（阿南）	0884・23・4440 18:00~21:00 ☆
	県西（三好）	0883・76・0444 18:00~21:00 月・水・金 ☆
	県央（阿波）	088・696・4443 14:00~18:00 月~金 ☆
市保健センター	0885・32・3551	8:30~17:15 月~金 ★

【お問い合わせ先】

市保健センター（ミリカホール内）
☎32・3551 / FAX32・4145
Mail:hokencenter@city.komatsushima.tokushima.jp

★は祝日、年末年始を除く

☆は年末年始を除く

